破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第２４号
北海道小樽市松ケ枝１丁目３番13号、前住所
北海道小樽市相生町２番２号
破産者　長井　良憲
1　決定年月日　平成29年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２８年（フ）第５６号
栃木県栃木市大皆川町471番地２
破産者　清野　行夫
1　決定年月日　平成29年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（フ）第１８５０号
横浜市旭区市沢町1081番地　寄宿舎106
破産者　福島　佑気
1　決定年月日　平成29年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２２６５号
横浜市磯子区栗木１丁目27番16号　サンウィング306号
破産者　彦坂美那子（旧姓室橋）
1　決定年月日　平成29年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３６８号
新潟市北区早通北５丁目２番40―12号、前住所新潟県新発田市豊町１丁目12番９号　ユタカマンションＡ－５
破産者　田中　幸江
1　決定年月日　平成29年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５７号
富山市山室１番地１　ラウンドパレス412号、開始決定時の住所富山県氷見市柳田2775番地
破産者　出口　正男
1　決定年月日　平成29年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８９号
富山市才覚寺96番地３　フィールド　ヴィレジィ　Ｔ１・303号、前住所富山市西荒屋121番地１　サンライズエアポート206号
破産者　出口　基樹
1　決定年月日　平成29年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８１号
長野県佐久市臼田96番地
破産者　柳澤　好二
1　決定年月日　平成29年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２７年（フ）第１７５号
神戸市西区池上１丁目２―16　ブリュンヒルト102号、住民票上の住所神戸市北区上津台６丁目34番11号
破産者　渡邊　正勝
1　決定年月日　平成29年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第５５号
兵庫県姫路市城北新町１丁目６番16号
破産者　赤井　一明
1　決定年月日　平成29年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第２０５号
神戸市西区井吹台西町４丁目29番地の10
破産者　吉田　敬介
1　決定年月日　平成29年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第８９号
山口県周南市湯野上町4238　やまいもまつり有限会社、住民票上の住所沖縄県石垣市字白保68番地
破産者　米盛　範之
1　決定年月日　平成29年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

平成２８年（フ）第５７０号
北九州市戸畑区千防２丁目11―19、住民票上の住所北九州市小倉北区中井１丁目38番14号
破産者　光岡　　誠
1　決定年月日　平成29年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２７号
熊本県山鹿市鹿本町下高橋588番地２
破産者　竹原富士男
1　決定年月日　平成29年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２８年（フ）第２８号
熊本県熊本市南区八幡10丁目４番18号　ラフィーネⅡ　205号
破産者　竹原　詩帆
1　決定年月日　平成29年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２８年（フ）第２１号
大分県国東市国東町岩屋2274番地
破産者　工藤　公明
1　決定年月日　平成29年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２８年（フ）第１７５号
宮崎県児湯郡都農町大字川北17430番地１
あけぼの団地61―２―103
破産者　松井　研作
1　決定年月日　平成29年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第８７号
鹿児島県霧島市国分広瀬１丁目24番47号　プレジール広瀬102
破産者　海江田　稔
1　決定年月日　平成29年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

第明三三種郵便物認可
治二十五年三月三十一日